

業中に立たされた世代の責務であろう。

4 以上は、砂田先生の思い出の一端に過ぎない。砂田先生の人となりを感じつつ、筆を擱き、先生のご冥福を祈ります。(平成21年11月記)

砂田卓士先生

法学部教授 木幡文徳

平成21年7月6日砂田卓士先生が亡くなられた。先生は私にとって、専修大学での学部・大学院での恩師であり、私が専修大学法学部に助手として採用されて以来、同僚（というのはおこがましいが）であり、職場においては今村法律研究室長、法学部長としてその他の多くの場で上司でもあった。先生との係り合いについて思い出せばこれ様々あり、とてもここに余さず記することなどできない。そこで、ここに先生との思い出の極一片をお示しし、また皆さんにも今村法律研究室との先生との関係を改めて思い起こしていただき、先生に感謝をささげる機会としたいと思う。

砂田先生に最初にお目にかかる機会となったのは、1964（昭和39）年の1月であったからもうほぼ46年も前のことになる。母校の福島県立田村高等学校の恩師である佐藤武弘先生（故人）からご紹介を受け佐藤先生と専修大学の同期である砂田卓士先生にお会いするために、現在の神田校舎の場所を訪れた時のことである。当時の神田校舎のアーケード式になっていた入口の横の受付で、来訪の向きを伝えたところ、程なく先生が現れ、私は受付横の部屋で挨拶し、先生は就職指導の業務の関係で出かけなければならないとのことで短時間の面会ではあったが、先生からは大変精悍でエネルギッシュな印象を受けたのを覚えている（砂田先生は、大学の役職として就職指導関係の仕事を昭和29年以来私が在学中の昭和42年に至るまで務められており、専修大学の学生の就職につき、新規事業所の開拓を含めて企業関係を積極的に訪問されていたと伺っている。昭和39年当時は就職指導部長として活動されており、今日の専修大学での就職部門の評価の礎を築いた方の一人であると思っている）。

大学入学後は、砂田先生には、教場でお会いするのが主であったが、英米法（契約法）、外書講読（ハンベリー・イギリス裁判所法）、手形・小切手法をご教示いただいた。先生は当時の学生の礼儀についてその乱れを強く嘆かれ、殊に、教室での喫煙については厳しく叱責され、私もうっかり教室での喫煙の場を先生に見つかり30分ほど立たされた経験もあり、当時、相当多くの学生が同様の経験をしているはずである。もうひとつは、教場で、頬杖を突いている学生についても、名言とともに注意をすることでも有名であった。「頬杖をついてもよいのは夏目漱石と誰々（多分アインシュタインだと記憶するがこれについては確かではない）の二人だけである」と大音声で注意されるのである。そして現在の学生はまず躰が必要だと言って嘆きとともに叱責されるのである。先生の風貌もあってか学生からは恐れられてもいたようだが、私には、先生の学生に対するそこはかたない愛情・温情が感じられ、時にはユーモラスな雰囲気さえ漂わせていたことが懐かしく思い出されてならない。先生の学生との関係については、田辺繁子先生（元法学部教授・マヌ法典の家族法研究者として知られる）が、「育友会で地方の会場に出掛けると多くの父母が子供たちから砂田先生のことを聞かされ、先生から教えを受けていることを大変喜んでいゝ」と我々に語っていたことも思い出される。

先生は、1967（昭和42）年6月に専修大学からの海外派遣研究員として羽田からロンドンに向けて出発された。当時の専修大学の教員の留学制度は今から考えると極めて貧弱なもので、全学教員から年1名のみが派遣されるといったものであったし、留学に際してかかる費用も固定相場の時期でもあり大変なものであったと聞く。当時の留学といえば、まだ多少時代がかった雰囲気の抜けない時期でもあり、我々学生も、先生のお見送りに羽田まで出かけたものであった。その時の学生についていえば、法学部では昭和38年度入学生からコース制を実施しており、そのコースの特に1コース所属の学生は1学年30人と少人数であったことから、先生とは一層親密な関係を築いていたように思う。このコース制の発足については砂田先生も大いに心を砕かれたとのことであり、1コースばかりでなくコース制そのものの動きに大きな関心を寄せられていると窺われた。今ではあまり考えられぬことかもしれないが、そんな法学部の事情もあって私はコース制の2期生ということになるが1期生の先輩とともに先生の留学に際しての歓送会を開いたり、羽田でのお見送りに

参加したことを思い出すのである。先生が搭乗客のゲイトをくぐられた後その途中で、当時は刑務所の受刑者との接見用に用いられているような穴のあいた窓越しに見送りの者が会話のできる場所があり、そこで当時小学の高学年であったらうか、ご子息の砂田太士さんが涙を流しながら「お父さん、お父さん」と呼びかけていた姿も思い出す（その太士さんは現在、福岡大学法学部教授としてご活躍である）。当時の留学事情を懐古し、自分の留学のことなども思い起こされ思い出深いことである。

私は、昭和47年大学院博士課程1年を経過し2年在籍の5月に法学部の助手に採用されたが、その時期砂田先生は、昭和46年6月に今村法律研究室長に就任されており、私は今でいう事務局員の一人としてお仕えすることになったのである。今村法律研究室の設立とその後については室報創刊号（1975年1月15日）に砂田先生が詳しくその経緯を記しておられるが、私が砂田先生から直接伺ったこともあり、その経緯を砂田先生と今村法律研究室の係わり合いを中心にこの機会に確認しておきたい。その主な点を拾い挙げれば、今村法律研究室は戦後に専修大学が新制大学としてその体制を整えていく過程の附置研究機関の設置にあたり、砂田先生が発案して、専修大学の戦後の再出発にあたって忘れることのできない「今村力三郎」先生の名を冠した機関とすることとしたこと、「今村法律研究室（仮称）設置要綱（案）」（室報15号に掲載）は砂田先生が起案されたものであるが、昭和24年10月5日付けで、当時の法学部長の矢部克己先生より提出され、昭和24年10月30日・大学創立記念日に発足したこと、その後今村法律研究室は、25、6年頃司法試験の受験講座などを開催するもののその活動も停止を余儀なくされ、その後形式的には存在したが、休眠状態にあったこと、砂田先生が留学中であった昭和42年に法学研究所が設立され活動を始めたこと、法学研究所の活動に触発される形で、昭和46年に、おりしも専修大学卒業生として高橋忠次郎先生（法学部名誉教授）が学部長になられたのを機に高橋先生が新規程を策定され、従来、学部長が「形式的に」務めてきた室長に新規程の下で選挙により砂田先生が選出されたこと、などである。そこに至るまでは、矢部克己先生以来高橋忠次郎先生に至るまで、法学部長が室長となり、大学の機関としては形式的に存在したものの実質的活動は無きに等しかったといえよう。かくも長き休眠状態が続いたのは、研究機関を充実させるだけの財力が専修大学になかったことがその主な理由であり、また研究機関の構成員としての研究員つまりは専

任教員、今村の場合でいえば出身の法曹もであるが、十分な員数ではなかったことがあげられる。ようやくこの時期昭和40年代の後半に至り、研究機関への大学の認識も深まりまた財政的にも若干条件が良くなったということであろう。ともかくも、砂田先生が室長になって、改めて今村法律研究室は実働を開始したといえよう。ここに専修大学法学部の出身者であり、専修大学の法学部そして大学に大いに寄与されたお二人の先生、砂田・高橋の両先生がこの今村法律研究室の設立、実質的再始動に大きくかかわってきたことは専修大学の法学部そして今村法律研究室の歴史を振り返るとき記憶されてしかるべきことと思う。砂田先生は室長として、今日の事業の柱の一つである今村力三郎訴訟記録の刊行を企図され、数多ある訴訟記録の中から期せずして発覚したロッキード事件を髣髴とさせる金剛事件をその皮切りとしたのであった。私もこの発刊にあたって砂田先生の下で事務局員として相談にあずかりもしたが当時は膨大な訴訟記録を目の前にして果たしてすべての訴訟記録の刊行などできえることなのか大いなる不安に襲われたのを覚えている（今日その主だったものについてはほとんどが刊行されたようであり、時の経過に思いをいたし、継続した活動の重要さに改めて感慨を抱くことである）。また、研究室の運営を円滑にするために規約の改正を行い今日の評議員会制度を取り入れたのも砂田先生の室長の時期であり、林茂先生とともにその原案作りをし、現在のようにコンピュータはおろかワープロさえない時代のこととて、手書きで総会に向けて議案書を作ったことも思い出される。いえば、今村法律研究室は砂田室長の下でその枠組みが作られ今日までその活動を続けてきているというのが実態である。私も一時期室長の任にあったが、砂田先生の敷かれた路線を走ったにすぎず発展させることもできずに終わったようにも思われる。ここに今村法律研究室に残された先生の功績に改めて思いを致すとともに、それを乗り越えて新たな展開を期すべきではないかと考える次第である。

砂田先生は、ご自身が専修大学の卒業生であることを大事にし、大学に対する愛を最後まで貫き通しそれをまた教え子、後輩たちにも親身に分かち与えてきたものと確信している。しかし、先生は偏狭な愛校者にとどまること無く、ご自分の専門領域の学会活動を始めとして、剣道界では全日本剣道連盟の委員、国際剣道連盟理事にいたるまで実に幅広く活動された。戦時中は海軍に所属され飛行機に乗ってお

られた話も度々うかがう機会もあり、海軍関係者との親交は終生のものであったようである。いささか場違いではあったがそのような人々の会合に特別な招待を受け参加の機会を得ることもあった。そこには、先生のもつ特別な世界があったように感じられ、先生の人生の柱となっているものの一面を垣間見た気がしたことでもあった。一方、先生の学会活動は、顕著なものとしては、比較法学会、日米法学会（先生は原初会員の一人でありその関係もあって専修大学は賛助会員の一員でもある）があり、両学会では長く理事を勤められており、また第12期学術会議会員となられ3期にわたり勤められている。これらの場において先生は、多くの方の知己を得ておられ、また信頼されていたように感じられたことであつた。私は1983年から1985年にカリフォルニア大学バークレイ校に留学の機会を得たが、この留学についても、カリフォルニア大学のショウ・サトー先生に紹介の手紙を書いてくださり、おりしもバークレイに客員教授として出かけられる藤倉浩一郎先生（当時東大法学部教授）を紹介していただき首尾よく私の留学の筋道を立てていただいたのも砂田先生であり、砂田先生のいわば学会活動の成果に乗って私の留学も成り立ったようなものである。この点も留学のその後の私の人生に与えた影響を考えると感謝に耐えないことでもある。

専修大学入学以来、人生の上でも模範とすべき先輩の一人として先生を敬愛し、先生の踏まれた道を形としては同様に私も歩んできたことを認めねばならないが、そのことについては一応無事にこれまで務められたことに感謝しつつも、努力が足らず先生を乗り越えることなど到底及ばなかったことをお詫びする次第である。

（平成21年11月）

砂田先生との出会い

法学部教授 小野 新

砂田先生。先生に初めてお目にかかったのは、中央大学大学院で、守屋善輝教授退職のあと、非常勤講師として先生が英米契約法と英米手形小切手法を担当される